

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷三十第

行發日一月八年十正大

論叢

租税に於ける給付能力の原則

法學博士 神戸 正雄

累進税説の統計的觀察

法學士 汐見 三郎

中世都市の發達

文學博士 三浦 周行

農業労働問題

法學博士 河田 嗣郎

時論

大正十年度の豫算を讀む

法學博士 小川郷太郎

說苑

八時間労働制の沿革

法學博士 山本美越乃

井リヤム・タムスンの分配論

經濟學士 堀 經夫

雜錄

史的唯物論略解

法學博士 河上 肇

家畜保險に就て

經濟學士 野口 正造

累進税の公平犠牲説に關する統計的觀察

汐 見 三 郎

一 財政と私經濟との交渉

財政は、國家の經濟として其自身重要なるのみならず、更に國民經濟に影響し、遂に私經濟と交渉するに至つて益々其意義を加ふるのである。然れども財政の凡てが一樣に私經濟と密接なる關係を有するのではなく、其部門に應じ自ら交渉の程度に厚薄を生ずるのである。國家經費が、軍備費として公債費として文治費として、私經濟に影響を與ふる事は勿論であらう、而も其影響たるや、無形的且つ間接的なるに止まる。國家の收入に至つては、私經濟と接觸する事は、經費よりも密なるを常とする、然し收入の中にも、私經濟收入、政務收入、公債等が私經濟に對する關係は、依然薄紙を隔て、相對したる如き感を伴ふ、蓋し此等の收入は強制共同經濟なる財政の本質を、充分具備してゐないからである。

租税は、國家收入の中で、従つて財政全部の中に於て、最も強制共同經濟の特質に富むと云はれてゐる。蓋し租税は、國家が收入を得るの目的を以て、財政權により、一般人民より強制的に徴收する公課なるが故である、¹⁾而して財政權と云ひ、一般人民と云ひ、強制的と云ひ、其何れの要素よりするも、財政の中で租税は私經濟と交渉する事が最も大である。従つて財政は、租税あ

1) 小川博士：租税論 1-5頁

るにより、始めて其意義を増すのである。

租税には、通常、財政的、國民經濟的、社會的の三原則が定められてゐる。財政的の原則が専ら國家の立場より出發せるに反し、社會的の原則は常に私人の利益を主眼としてゐる、國民經濟的の原則は國家と私人との中間たる國民經濟を問題としてゐるのである。租税が財政現象たる以上、租税の存する所には必ず財政的の原則が是に伴ふのは當然である。更に租税は、其立脚地たる國民經濟を顧慮せねばならぬから、茲に第二次的に國民經濟的の原則が生じたのである。然し國民經濟全體に課せられた租税は、結局國民經濟の組成分子たる各個の私經濟の負擔に歸する譯である、故に各個の私經濟の間に租税を適當に配分するを目的とせる社會的の原則が成立する、租税の社會的の原則中最も重要な問題は累進税に關する議論である。従つて租税の原則中、私經濟と緊密なる關係にあるものは、社會的の原則であつて、就中累進税を最も重要とする。

財政と私經濟との交渉は、財政學の重要な部分の一であるが、複雑且つ廣汎なるが爲めに容易に纏まりがつかない。然し其中心問題は専ら累進税論に集中してゐるから、是が解決は、財政と私經濟との交渉を明ならしむる鍵となる譯である。以下累進税の通説たる公平犠牲説の根據を明にするのも、全く此趣旨に外ならない。

最初に「公平犠牲説の見たる累進税の根據」として公平犠牲説を分析し、財政と私經濟とに關する諸家の意見を紹介する、次に私經濟に關する「Engel」法則の研究²⁾を述べ、更に此私經濟の法則を應用し、以て累進税の公平犠牲説に有力なる統計的根據を與へんとするのである。

2) Meyer: Die Prinzipien der gerechten Besteuerung, S. 168-177.
3) Meyer; a. a. O. S. 275-279.

二 公平犠牲説の見たる累進税の根據

租税を大別して、比例税と累進税との二種とする事が出来る。累進税と云ふは、税源又は課税物件の數量價格の増大するに従ひ次第に高き税率を以て課税する租税であつて、かの税源課税物件の大小を問はず常に同一税率を以て課する言葉である⁴⁾。故に累進税と比例税とは、一見單に税率の差異に過ぎないのであるが、此等の冷き數字の背後には租税の本質に關する二大學説の相違が存してゐるのである。

租税の本質に關し二つの學説が對立してゐる。一は、租税を以て國家の與ふる利益に對する人民の反對給付なりとする學説であつて、利益交換説なる名を以て呼ばれてゐる。他は、國家の財政の本質を強制共同經濟に求め、租税を以て財政維持の爲めにする人民の犠牲なりと解せる犠牲説である。利益交換説は英佛を中心として過去に行はれ、犠牲説は獨逸に發祥し現代の財政學を風靡せる學説である。Seligman の忠實なる分類に従へば、少數の例外を除き、利益交換説を奉ずる學者は殆んど比例税を主張し、犠牲説に屬する論者の大多數は累進税論に左袒してゐるのである。現今利益交換説は殆んど勢力を失し、犠牲説が獨り租税論を支配してゐる。故に、累進税對比例税の問題に就ても、學界の大勢は累進税に傾いてゐる。⁵⁾

累進税が國税として廣く行はるゝに至つたのは、最近の事實である。かの Bastable の如き、

4) 小川博士：租税論 67頁
 5) Seligman; Progressive Taxation in Theory and Practice, pp. 150-289.
 Adams; The Science of Finance, pp. 337-341.
 Schönheyder; Das Progressionsprinzip in der Besteuerung, S. 441-447.
 (Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik 1911)

累進税に單に地方税としての特質を認め、其國税として存在し得るは只小國に止まると、斷言して居つた、然るに世界戰爭の齎せる財政の窮迫の結果、強國の凡てが、國税の中心なる所得稅財產税に於て、累進税を採用するに至つたのである。現に Bastable の祖國たる英國の大藏省も、彼の豫言を裏切りて、可なり大膽なる累進税を採用してゐるのである。

學說實際の何れより見るも、累進税なる事實の存在は、到底無視するを得ない、然るに其根據に關して議論區々に分れ容易に一致し難いものがある。

累進税を是認する通説には、公平負擔説なる名が附せられてゐる。公平負擔説を分ちて、應分擔稅説 (Das Prinzip der Leistungsfähigkeit) と公平犠牲説 (Das Prinzip der Ogleichheit) との二とする。應分擔稅説と公平犠牲説との區別に就ては種々説明が試みられてゐる。前者は、租稅を負擔する積極的の力を標準としたのであつて、何れかと云へば客觀的性質を有し、且つ包括的の名稱である。後者は私經濟の主觀的價値を標準とし、課稅によつて消極的に失ふ所の犠牲に着眼してゐる、従つて其内容は非常に限定せらるるのである。Seligman は、消費能力を根據としたる公平犠牲説のみにては満足せず、更に生産能力を加味する必要を主張し、其意味に於て應分擔稅説を支持してゐる。神戸博士も大體此説を承認してゐられる。然し累進税の本質的特徴をなしてゐるのは、寧ろ後者即ち公平犠牲説であるから、余は問題を専ら此説に限局し、議論を進めようと思ふ。

公平犠牲説の立場より、明確に累進税を説明したのは、Robert Meyer である。彼は所得と、

6) Bastable; Public Finance, pp. 315-316.
7) Meyer; a. a. O. S. 308-313. 337-341.

Bastable; op. cit., pp. 301-302.
Seligman; op. cit., pp. 290-302.

神戸博士: 累進課稅の根據に就きて 12-16頁 (經濟論叢第十一卷第三號)

其により満足せらるる欲望の數 (Zahl) 及び烈度 (Intensität) の關係に立脚し、議論を進めて
ゐる。大所得者が多數の欲望を満足せしめ特に烈度の小なる奢侈慾迄をも満足せしめ得るに反
し、小所得者は僅に烈度大なる少數の必需慾を満足せしむるに過ぎないのである。従つて課税に
際し、兩者の失ふ犠牲を公平ならしむるには、限界効用大なる小所得者に税率を小にし、限界効
用小なる大所得者には重率を課すべき事が當然の結論として生れてくる。これ Meyer の累進税
論の概要である。

Meyer を中心として公平犠牲説は漸次發展して來た。然し多くの學者は、單に、一萬圓の所得
を有する人の千圓の犠牲よりも千圓の所得を有する人の百圓の犠牲の方が苦痛大なりとの根據よ
り、累進税が犠牲の公平を得る所以であると説明してゐる。特に Conrad, Földes の如きは是以
上の説明は無用なりとし、其理由を説明して、これ恰も國家の刑罰の程度が國家の任意に出づる
が如しと云うてゐる。然し是では問題に答ふるに問題を以てせるに止まり、何等解決に資する所
がない。¹⁰⁾

所得の齎す限界効用が遞減する事を前提とし、而して租税により失ふ犠牲を公平ならしむる手
段として累進税を主張する考へ方は、大體二つに分つ事が出来る。一は其失ふ犠牲の全部効用を
考へ、他は其犠牲の限界効用に注目するのである。

問題を明瞭ならしめる爲め圖表的に説明を加へる。或人の所得の全部効用を面積 ABCD に
て示し、租税として支拂ふ犠牲の全部効用を面積 CDEF とする時には、限界効用を示す直線

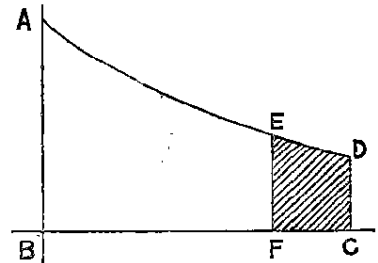
8) Méyer; a. a. O. S. 200-203. 329-337.

9) Eheböig; Finanzwissenschaft. 16. u. 17. Auflage, S. 191-196.

Tyszka; Grundzüge der Finanzwissenschaft. S. 76-79.

10) Conrad; Finanzwissenschaft. 7. Auflage. S.16.

Földes; Finanzwissenschaft. S. 288-290.



E F を問題とするか、或は全部効用を現はす面積 C D E F を問題とするか、の二つの考へ方が分れるのである。

例へば或人が年五千圓の所得を有し、其中の一割即ち五百圓を租税として負擔したとする、此五千圓と云ふ所得の與ふる効用を、一圓づつに就て見るに、最初の一圓は A B と云ふ風に非常に大であるが、漸次下がり四千五百圓より四千五百一圓に至る一圓では E F となり、最後に五千圓より五千一圓に至る點では D C に減少したと假定する。此場合五千圓の所得を有せし人は、五百圓を租税に支拂つたが爲めに、其所得の享樂

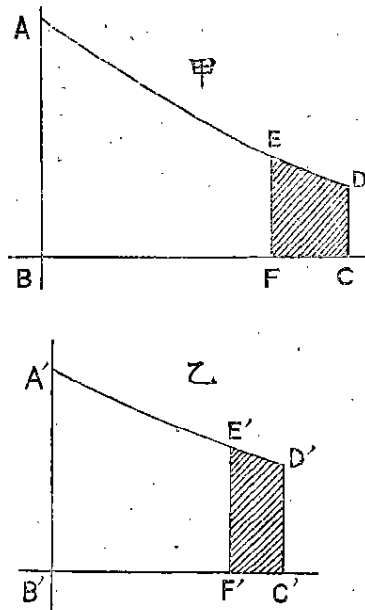
を一部犠牲に供したのである。全部効用に就て見れば、A B C D と云ふ五千圓の全部効用より C D E F と云ふ五百圓の全部効用を犠牲にし、限界効用に就て云へば、五千圓の限界効用 D C を四千五百圓の限界効用 E F に上昇せしめた結果になる。此際五百圓の犠牲の齎す全部効用を問題とするか、或は限界効用を考慮すべきやの岐路に立つのである。

全部効用を示す面積 C D E F を問題とする學説は更に二つに分れる。

一は均等犠牲説 (Equal Sacrifice Theory) であつて、租税として支拂ふ所得の全部効用を均等ならしめんとする説である。C D E F を同一ならしめんとするのである。¹¹⁾

例へば、甲が五百圓の所得を有し、乙が千圓の所得を受くるとする。此場合甲、乙の犠牲を公平ならしむる爲めには、甲、乙双方に同一の犠牲を拂はしむるを要す。同一の犠牲と云ふは、必

11) Edgeworth; The Pure Theory of Taxation. p. 557. (The Economic Journal 1897)



すしも同一金額、同一比例金額ではなく、均等の全部効用を犠牲とするを意味するのである。通常五百圓の一割の犠牲の全部効用は、千圓の一割の其より大である。假に五百圓の一割の全部犠牲が、千圓の一割二分の全部犠牲と等しとする。此場合には、甲より一割、乙より一割二分の金額を租税に徴収するのが、犠牲の公平を得た譯である。

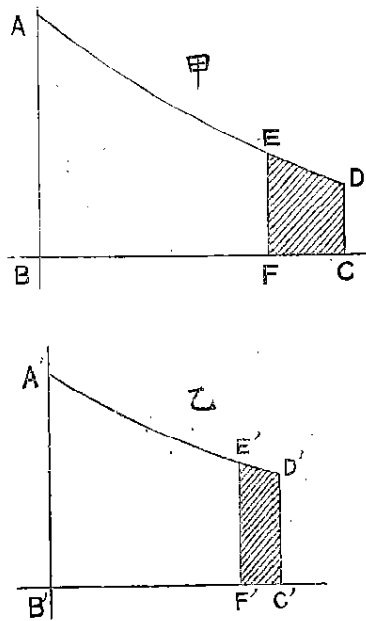
る。蓋し、両者の「犠牲の全部効用」即ち「犠牲金額に犠牲の平均限界効用を乗じたるもの」は相等しきが故である。敷式に示せば $OCDEFC'D'E'$ が此説の目的である。本説は最も簡單なる公平犠牲説であつて、累進税を主張する殆んど凡ての論者が暗黙の中に奉ずる所である。前記 Eikhberg 以下の學者が、千圓の一割は一萬圓の一割よりも犠牲大なりと主張してゐるのは、譬喩的に本説を是認してゐるのである。

全部効用に着眼した第二の學説として、Pierson の比例犠牲説 (Proportional Sacrifice Theory) を考へる事が出来る。¹²⁾

彼は、從來の多數學者と同じく全部効用により犠牲の公平を得ん事を望んでゐるが、かの均等犠牲説が全部効用の絶對額を目的とせるに反し、更に相對額に一步を進めてゐる。即ち所得の全

12) Sax; Die Progressivsteuer. S. 56-61. (Zeitschrift für Volkswirtschaft, Sozialpolitik und Verwaltung 1892) Seligman; op. cit., pp. 216-222.

部効用 A B C D に對し犠牲の全部効用 C D E F が占むる比例を等しくし、以て犠牲を公平ならしめんとしてゐる。



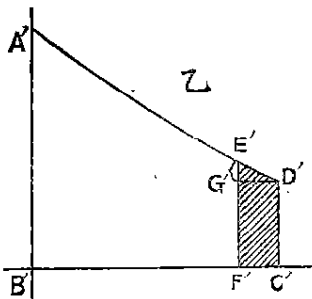
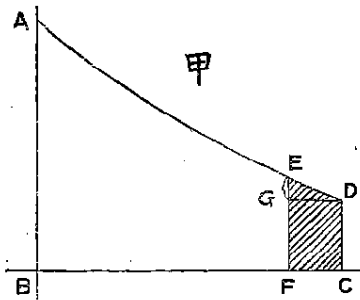
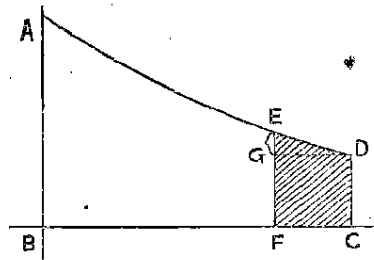
例へば五百圓の所得者甲が五十圓の犠牲を拂ふ時 所得の全部効用と犠牲の全部効用との比が一〇〇對八、又千圓の所得者乙が百十圓の犠牲を費す時、其全部効用の比が同じく一〇〇對八とする。此場合には甲に一割を課し、乙に一割一分を課するのが、犠牲の公平を保つ所以である。即ち犠牲の全部効用が全所得の全部効用に對し一

定の比例を保つ様に税率を定むる必要上、累進税が最も適當のものとなるのである。數式で現はすは $\frac{CDEF}{ABCD} = \frac{C'D'E'F'}{A'B'C'D'}$ となるのである。然し彼の數字的根據に對しては Cohen Stuart が痛撃を加へてゐる。Cohen Stuart は、更に積極的に、Bernouille の法則¹³⁾を基礎としたる理想曲線を畫き、累進税論を説明してゐるが、根本思想に於ては Pierson と同一類型に屬してゐる。

以上は全部効用の面積 C D E F を標準としたる考へ方であるが、更に限界効用を示す直線 E F を根據としたる學説を數へる事が出来る。

其●は Schönheyder の唱ふる限界効用等差説である。犠牲により生じたる限界効用の變化、

13) Daniel Bernouille; Versuch einer neuen Theorie der Wertbestimmung von Glücksfällen
Seligman: op. cit., pp. 278-284.
14) Schönheyder: a. a. O. S. 456-462.

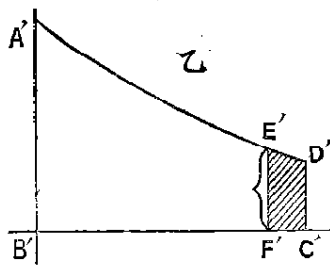
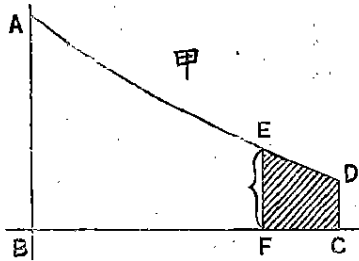


ある、累進税は是より生ず。

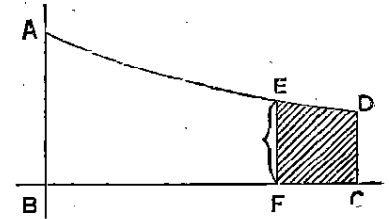
即ち $E'F'$ と $D'C'$ との差 $E'G'$ を等しくする事を主張するのである。凡て所得は限界効用により其價値を評定せらるゝを常とする、従つて犠牲の公平なりや否やの標準は、犠牲ありし爲めに生じたる限界効用の變動、即ち彼の所謂「犠牲を感じる程度」(Fähigkeit des Opfers) に求めねばならぬ。然るに所得の限界効用は、小所得に於ては變化急激にして、大所得にては甚だ緩であるから、同一比例金額内の限界効用の變動も、大所得に於ては小所得よりも小である。従つて限界効用の差を均等ならしむる爲めには、大所得に重率を課し、小所得には輕率にすべきで

例へば甲が五百圓の所得を有し其限界効用が $D'C$ 、乙が千五百圓の所得を有し其限界効用が $D'C'$ なりとす、此時甲、乙双方の犠牲を公平ならしむるには、甲、乙両者の限界効用の差が等しくなる様に課税すべきである。即ち甲に一割の犠牲を拂はしめたる結果 $E'G'$ だけ限界効用を増し、乙に $E'G'$ に等しき $E'G$

輕率を課する結果となる。要するに Edgeworth, Carver は公平犠牲説を最小犠牲説の意に解し、



例へば甲が五百圓の所得を有し其限界効用が DC 、乙が二千圓の所得を有し其限界効用が $D'C'$ なる時、甲、乙全部の犠牲を最小ならしむる爲めには犠牲を支拂ひたる殘餘の甲、乙の限界効用 $E'F'$ 、 $E'F'$ を均等ならしむる事を要するのである。通常大所得は限界効用小にして、小所得が限界効用が大であるから、此目的を達する爲めには、大所得に重率を課し、小所得に



だけ限界効用を増さしむる爲めには一割五分だけの犠牲を拂はしむるを要すとする。此場合甲に一割、乙に一割二分課税せば犠牲の公平を得られるのである、數式で云へば、 $EF - DC = E'F' - D'C'$ が此説の理想である。
限界効用を問題とする第二の説は Edgeworth, Carver の限界効用均等説 (Equi-marginal Utility Theory) である。彼等は、¹⁵⁾ 限界効用均等の法則が即ち全部効用極大の法則となるを見、課税に際しても各個の私經濟の限界効用が等しくなる様に犠牲を配分する事を、主張してゐる。即ち犠牲を支拂ひたる後の限界効用 $E'F'$ を均等ならしめん事を考へてゐるのである。

15) Edgeworth; op. cit., pp. 550-571.
Carver; The Minimum Sacrifice Theory of Taxation, pp. 66-79.
(Political Science Quarterly 1904)

限界効用均等の法則を租税に應用して問題を解決してゐる。 $EF \parallel E'F'$ が本説の根據とする所である。

以上公平犠牲説を大別して、全部効用の面積を主とする説と、限界効用の直線に着眼するものとし、更に前者を均等犠牲説と比例犠牲説とに、後者を限界効用均等差説、限界効用均等説の二つに細分したのである。數式で云ふと、均等犠牲説は $CDEF \parallel C'D'E'F'$ 、比例犠牲説は $\frac{CDEF}{ABCD} = \frac{C'D'E'F'}{A'B'C'D'}$ を主張し、限界効用均等差説は $EF - DC \parallel E'F' - D'C'$ 、限界効用均等説は $EF = E'F'$ として示す事が出来る。

累進税の根據たる公平犠牲説は、尙種々の組合せにより、多數の所説を考へる事が出来るが、從來之に明瞭なる説明を加へたのは以上四者である。其中均等犠牲説、比例犠牲説、限界効用均等差説は犠牲の平等 (Equal Sacrifice) を望めるが故に本來の公平犠牲説であるが、最後の Edgeworth 一派の限界効用均等説は多少之と趣を異にし、最小犠牲 (Least Sacrifice, Minimum Sacrifice) なる Hedonic Principle を目的としてゐるのである。¹⁶⁾

累進税論の根據としては、公平犠牲説の他に社會政策説、補償説等もあるが、累進税其者の説明としては、寧ろ從屬的地位を占めてゐるに過ぎない。¹⁷⁾

公平犠牲説には、幾多の批難が加へられてゐる。然し學說上事實上比例税が倒れて累進税が行はるゝに至つたのは、何によるか。これ所得の効用が其金額の大小により増減する事を認めた結果である。凡ての所得が同一効用を有すと假定した過去にあつては、犠牲の公平は比例税に依つ

16) Bastable : op. cit., p. 302.

17) 神戸博士：累進課税の根據につきて 16頁 (經濟論叢第十一卷第三號)

て始めて保障せられたが、是れと同一理由よりして、所得の増大するに従ひ其限界効用が遞減する事を認めた今日に於ては、累進税の發生は必然的の要求である。これ累進税の根本的根據を公平犠牲説に求むる所以である。

要するに、累進税の根本的見解として公平犠牲説を採用するには、二つの事實を明にする必要がある。第一は、所得の増加に伴ひ其齎す限界効用が遞減する事である。此事實を基礎として始めて公平犠牲説が成立するのである。次に、所得の變動に應じ、其限界効用が如何に變動するかの程度の問題が重要となる。公平犠牲説は此變動の程度を利用して始めて累進税率を現實に編む事が出来る。然るに、公平犠牲説に先んじ、且つ是に續く所の此等の事實に關しては、從來有力なる研究が試みられてゐないのである。此事情あるが爲めに、只さへも加へらるゝ恣意の非難を、累進税が受くるのである。

心理學に於ては刺戟と感覺との關係を定むる Weber, Fechner の法則が唱へられてゐる。數理派の學者の或者は、累進税の根據を求むるの切なる餘り、此原則に迄手を伸ばしてゐる。然し此種の問題は、Meyer の云へるが如く、消費統計の如き實證的根據を得て始めて解決し得るものなのである。¹⁸⁾ 勿論消費統計の材料を其儘用ひて直に此問題を解決する事は困難かも知れない、然れども正攻法不可ならば側面攻撃をも試み、兎に角消費統計により私經濟の内容を明にするの必要なるは、何人も異論なき所である。此意味に於て、余は私經濟の内容を消費統計特に生計調査によりて明にし、以て問題の解決に一步を進めたいのである。

18) Meyer; a. a. O. S. 313-316.

問題は一轉して生計調査に入る。

三 Engel 法則の研究

私人の經濟は、生計調査を以て其研究の根據としてゐる。従つて財政と私經濟との交渉點たる累進税も、亦生計調査を出發點とせねばならぬ。

生計調査の父 Ernst Engel は、生計調査に基き私經濟に關する有力なる法則を發表したのである。曰く「家族が貧困なればなる程、總經費中食物費に投せらるゝ部分の増加するを常とす」、又曰く「食物費が全體の經費に對し占むる割合は、他の事情にして異らすれば、一般國民の物質生活の標準を示す」、更に曰く「總經費中食物費に投せらるゝ部分は、所得の減少するに従ひ、等比級數的に増加す」と、此原則を要約すると、次の三となる。

- (一) 食物費が全體の經費の中に占むる割合を以て、一般國民の物質生活の標準となせし事。
- (二) 食物費が全體の經費の中に占むる割合は、所得の増加と逆行して減少する事。
- (三) 食物費が全體の經費に對して占むる割合が、所得の増加に應じて減少する程度は、等比級數的なる事。

此原則は、種々の意味に於て經濟學に大影響を與へたものであるから、累進税を論ずるに當つても決して看過する事が出来ない。本法則の示す所は果して妥當なりや、上記三項を詳しく吟味する必要がある。

19) Engel; Die Productions- und Consumtionsverhältnisse des Königreichs Sachsen. S. 28-30.

第一、第二の點、即ち食物費が全體の經費に對し占むる割合が所得の額と逆行する事を認め、此を以て物質生活測定の標準とする事は、大體承認する事が出来る。蓋し食物は生活の必需品に屬し、一方人間の生存上一定分量を必要とすると共に、他方生理的事情よりして或一定量以上は攝取するを得ないのである。従つて食物に投せらるゝ費用も絶對額に於ては、上下する事少く、甚だ弾力性に乏しいのである。今問題となつてゐる、食物費が全體の經費に對して占むる割合は、總經費を分母とし食物費を分子としたる分數である。従つて、分子たる食物費が弾力性に乏しき以上、分母の經費が大となるに従ひ、其分數たる食物費の割合は、勢ひ減少せざるを得ないのである。然るに經費の大小は所得の大小に隨伴するを常とするから、結局食物費が全體の經費に占むる割合は、所得の大となるに従ひ減少するの結果を生ずるのである。故に、食物費と云ふ生活必需品を捕へ、是が全體の經費に占むる割合よりして物質生活を測定せんとする Engel の試は、大體妥當のもの云ふ事が出来る。

更に Engel は第三項に於て、食物費が全體の經費に對して占むる割合と所得の額との關係を、數字的に明確ならしめんと企てたのである。曰く「食物費の割合は、所得の減少に應じて幾何級數的に増加す」と。然し此命題は前記二命題の如く簡單に承認する事が出来ない。統計材料により歸納的に實證せねばならぬ。

Engel は次の數字を以て證明にかへてゐる。²⁰⁾

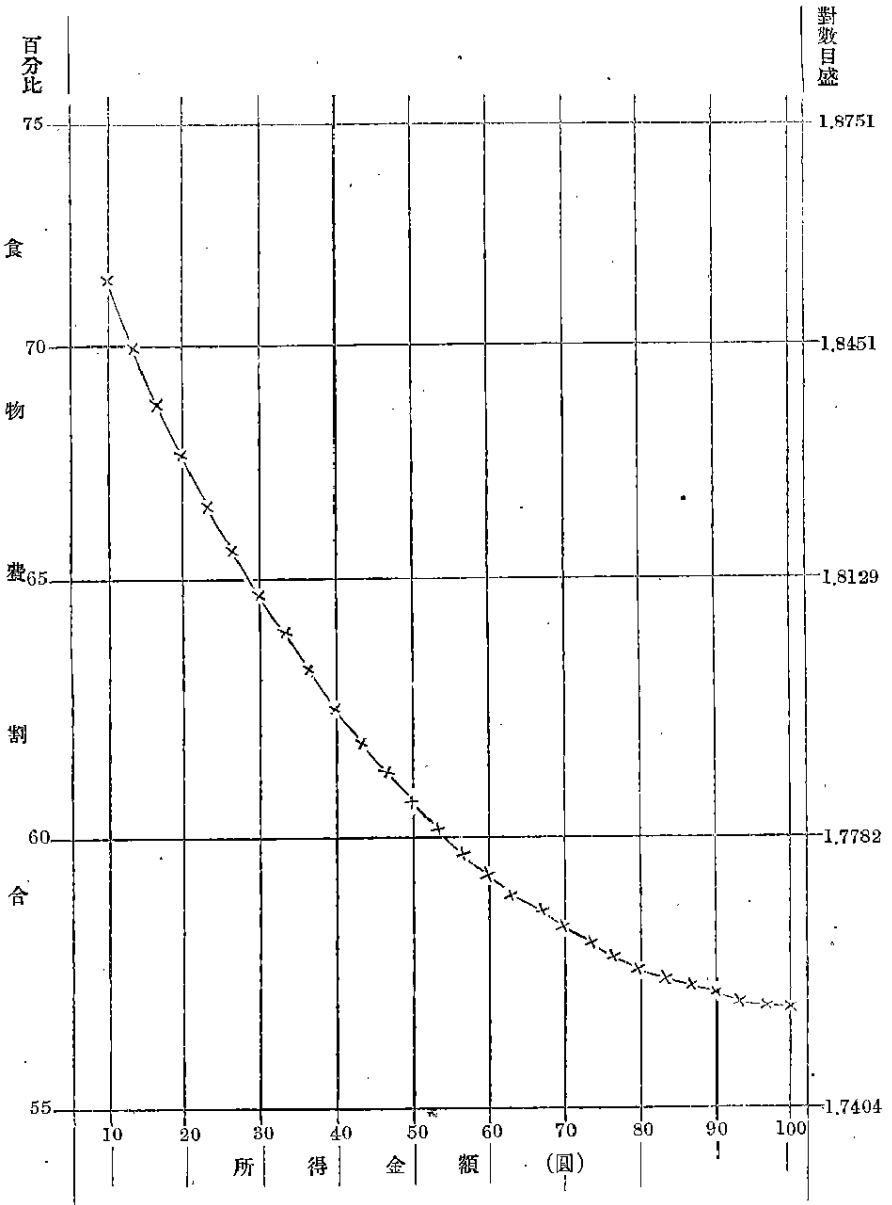
一 家族の所得金額		當該家族の食物費の割合	
一箇年(法)	一箇月(圓)	百分比	對 數
100	6.7	5.7	1.6208896
200	10.0	5.0	1.6989700
300	13.3	4.4	1.7857600
400	16.7	4.2	1.8520322
500	20.0	4.0	1.9084867
600	23.3	3.9	1.9560071
700	26.7	3.8	1.9956928
800	30.0	3.8	2.0275410
900	33.3	3.7	2.0525800
1,000	36.7	3.7	2.0728100
1,100	40.0	3.6	2.0892340
1,200	43.3	3.6	2.1028540
1,300	46.7	3.5	2.1137700
1,400	50.0	3.6	2.1220800
1,500	53.3	3.5	2.1288800
1,600	56.7	3.5	2.1342800
1,700	60.0	3.5	2.1383800
1,800	63.3	3.4	2.1411800
1,900	66.7	3.4	2.1427800
2,000	70.0	3.5	2.1432800

一 家族の所得金額		當該家族の食物費の割合	
一箇年(法)	一箇月(圓)	百分比	對 數
1,500	75.7	5.1	1.7752300
1,600	80.0	5.0	1.7918700
1,700	84.3	4.9	1.8084100
1,800	88.7	4.8	1.8248500
1,900	93.0	4.7	1.8411900
2,000	97.3	4.7	1.8574300
2,100	101.7	4.6	1.8735700
2,200	106.0	4.5	1.8896100
2,300	110.3	4.5	1.9055500
2,400	114.7	4.4	1.9213900
2,500	119.0	4.4	1.9371300
2,600	123.3	4.3	1.9527700
2,700	127.7	4.3	1.9683100
2,800	132.0	4.3	1.9837500
2,900	136.3	4.2	1.9990900
3,000	140.7	4.2	2.0143300

數字を明瞭ならしむる爲めに、更に對數圖表を作製した。所得の金額を水平線上に普通目盛にとり、食物費の割合を垂直線上に對數目盛で定め、坐標を連結して線を畫いたのである。其線が正確なる直線をなせば、獨立變數たる所得金額が算術級數的に進むに對し從屬變數たる食物費の割合が幾何級數的に變動する譯である。

論叢 累進税の公平犠牲説に關する統計的觀察

第十三卷 (第二號 三五) 一七九



Engel の數字を根據として、所得金額と食物費の割合とを數式に示すと

$$\log y = 1.8507695 - 0.001136x$$

を得る事が出来る。Y は食物費の割合の百分比、x は一箇月の所得金額である。計算を簡單にする爲め一法を四捨錢として計算したのである。

Engel の調査材料が果して正確なる結果を齎したとしても、何れの時代何れの階級に於ても此原則が行はるとは限らない。特に Engel は其數字の根據に就て、明確なる説明を缺いてゐるから、尙更無條件に承認する事が出来ない。

最近我國に於ては、勞働者の生計調査が盛に試みられてゐる。比較的大規模且つ詳細に行はれたる實例として、東京、大阪の二大都市に於て行はれたる東京府と、大阪市との調査を擧げる事が出来る。Engel の法則の當否特に其第三點を研究するには、此兩者は看過出来ない貴重材料である。然し生計調査の數字は、調査に直接關係した人でないと完全に利用出来ないから、此他に余自身の多少關係した京都市小學校教員生計調査の結果をも併せ用ひたのである。

Engel 法則は、所得の金額以外の事情に於て凡て同質なる家族に就き始めて完全に云ひ得る原則である。然し事實上かゝる典型的な家族を二個以上發見調査する事は不可能である。否同一家族にても時を隔つるに従ひ、其消費生活に著しき變動を生ずるから、此條件を充分に満足し得ないのである。故に正確なる事は求め得ない迄も、同一時に同一地方に在りて同一職業に従事し、同一人數より成る家族ならば、消費生活に於ても大體同質性ありと認める事が出来る。此程度の

正確さのものを、同一方法により同一人が調査したものを根據としたのである。

第一に大阪市の労働者の生計調査を研究する。²¹⁾本調査は確實性に富むと云ふ理由で、之を採用したのである。大正八年六月より大正九年六月迄約一箇年間多數労働者に就て調査したのであるが、此一箇年間繼續して記帳した者が全體の一部分に過ぎず、而も其間に家族數(消費單位)に毫も變動を生ぜざる者に至つては、甚だ少數である。其少數者の中で代表的のものとして、更に三・一乃至三・四の消費單位を維持せる機械職工を擇ぶと、僅に十家族を算するに過ぎない。然し是では、統計調査を施す餘地が無いから、此十家族の生計に就き、一箇年平均一つと、每五箇月移動平均八つ(七月―十一月、八月―十二月、九月―一月、十月―二月、十一月―三月、十二月―四月、一月―五月、二月―六月)とを計算し、都合九十の延家族の生計調査を求むる事が出来た。食物費が全體の經費に對し占むる割合が、所得に應じて變する有様は、大體次の如くである。

一家族の一箇月平均所得金(圓)

當該家族の食物費の平均割合(百分比)

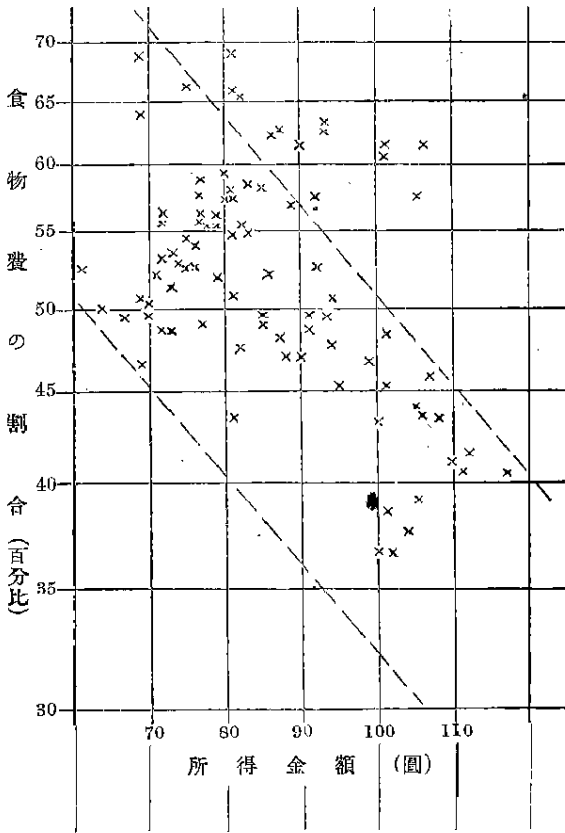
六〇―七〇	{ 六九・一 六四・〇 五三・六 四九・九 四九・八 四九・四 四八・八
七〇―八〇	{ 六六・五 六〇・〇 五九・〇 五七・三 五六・六 五五・二 五五・七 五五・三 五四・八 五四・〇
八〇―九〇	{ 五五・八 五三・三 五三・〇 五三・〇 五二・七 五二・〇 五〇・三 四九・〇 四八・八 四八・八
九〇―一〇〇	{ 六九・三 六六・一 六六・二 六二・七 六二・四 六一・七 五九・四 五八・五 五七・八 五七・五 五五・五 五五・〇
一〇〇―一一〇	{ 五四・九 五二・一 五〇・七 四九・六 四八・八 四八・一 四七・六 四七・三 四六・八 四六・七
一〇〇―一〇〇	{ 六三・三 六二・八 五七・七 五五・六 五〇・五 五〇・五 四九・六 四九・五 四七・七 四九・六 四七・一 四七・一 四六・七
一一〇―一二〇	{ 六二・三 六二・三 六〇・五 五七・三 四八・二 四七・九 四七・九 四七・四 四七・五 四七・五 四〇・八 四九・三 三六・七 三六・六
一二〇―一二〇	{ 五二・五 四〇・〇 四〇・三

論叢 累進税の公平犠牲性に關する統計的觀察

第十三卷 (第二號) 三七 一八一

21) 大阪市役所労働調査課：労働調査報告第二、第四、第五、第八輯

更に大藏省印刷の幾何圖表を用ひ兩者の關係を明にした。各所得階級に於ける食物費の割合を結べる線が大體直線をなしてゐる事は、やがて所得増加と食物費との割合に幾何級數的關係のある事を示してゐる。



第二に東京府の調査を利用した。²²⁾ 本調査は大正九年五、六、七、三箇月間の東京市の労働者の生計を調査したものであるが、六、七の両月に於ては詳細なる原材料を省略してあるから、止む無く五月分のみに就き研究した。代表的家族として Out が一・八一

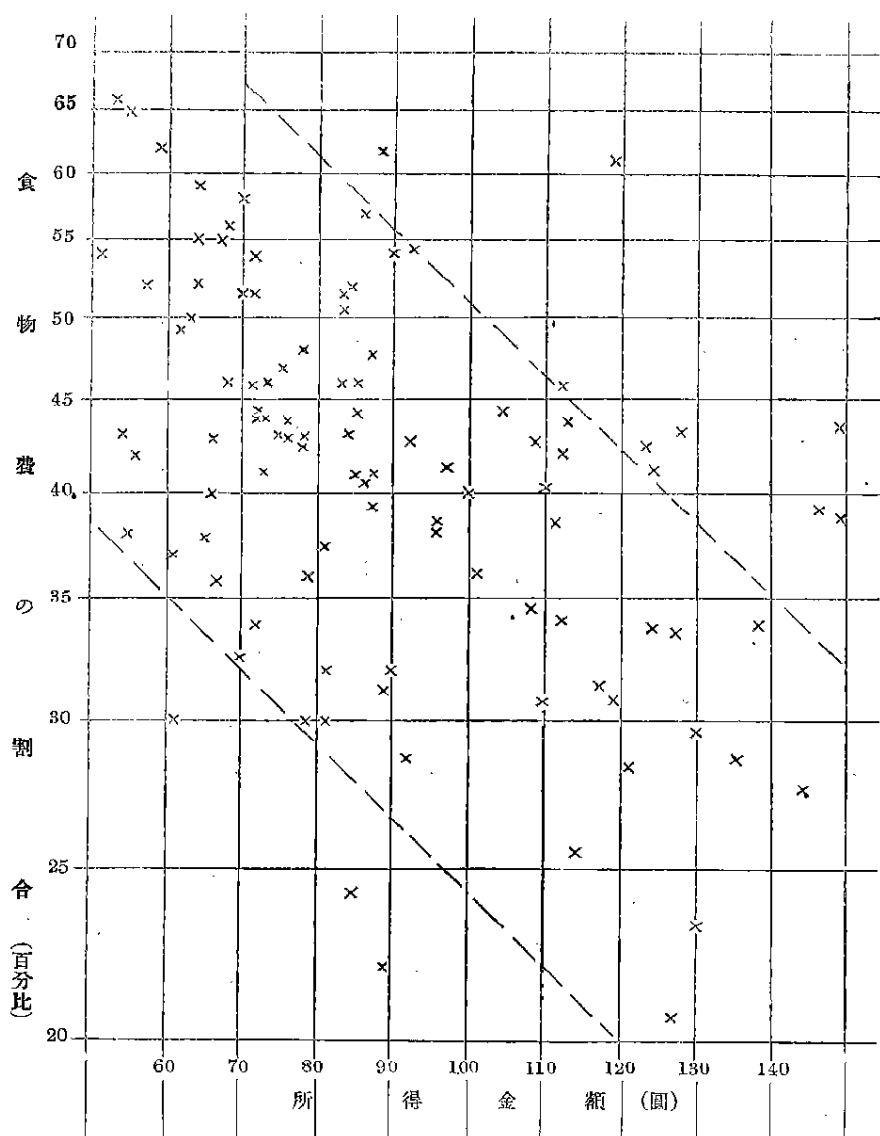
22) 東京府産業部商工課：職工生計状態に關する調査

種の労働者を網羅した。本調査を利用したのは、多數人の生計調査を得んどの希望に出たのである、数字表及び幾何圖表は次の結果を示してゐる。

一家族の一箇月所得金額(圓)

當該家族の食物費の割合(百分比)

五〇—六〇	{ 六六・〇 六五・一 六二・七 五九・一 五八・八 五八・一 五三・四 三六・一
六〇—七〇	{ 五九・一 五七・九 五五・八 五五・三 五五・三 五二・二 五〇・三 四八・九 四六・〇 四三・八 四〇・四 三七・一 三三・〇 三九・九
七〇—八〇	{ 五四・五 四三・六 四二・六 四七・七 四六・七 四三・一 四三・四 四三・四 四三・五 四三・一 四三・五 四三・〇 三八・五
八〇—九〇	{ 三二・八 三三・二 三五・二 三五・二 三三・一 三三・七 三〇・〇 四七・八 四六・〇 四七・七 四三・九 四二・九 四二・〇 四〇・七 三〇・八 三九・四 三三・五 三三・三 三三・二 三三・〇
九〇—一〇〇	{ 四四・六 四三・三 四三・三 四六・七 四六・一 四二・〇 二六・七
一〇〇—一一〇	{ 四四・五 四二・四 四〇・〇 三六・一 三三・七
一一〇—一二〇	{ 六二・二 四三・〇 四三・九 四三・〇 四六・七 三三・二 三〇・三 三〇・三 二五・四
一二〇—一三〇	{ 四三・二 四二・四 四二・一 三三・八 三三・三 二六・四 三〇・四
一三〇—一四〇	{ 四三・〇 二九・七 二六・六
一四〇—一五〇	{ 四四・七 三九・二 三六・九 二七・七
一五〇—一六〇	{ 二四・六
一六〇—一七〇	{ 二二・七



最後に京都市小學校長會の調査した京都市小學校教員生計調査を整理した²³⁾。本調査は大正八年十一月の一箇月間を標準とした調査であつて、文書による尋問様式である。男教員の中家族數二人の者のみを選び、尋問様式の齎す誤謬を避けん爲め不確實のものを全部除いた。収入は、單に本俸、加俸、住宅料、臨時手當に止まらず、財産収入、家族収入をも加へたのである。四十圓以下の収入百十圓以上の収入を除き、以下四十七家族を得た。數字を一層正確にする爲め、食物費の割合に就ては一々對數を算出した、而して所得階級各十五圓毎に食物費の割合の幾何平均を算定し、五圓刻みに其平均を移動せしめた。

一家族の一箇月
所得金額(圓) 當該家族の食物費の割合(百分比)

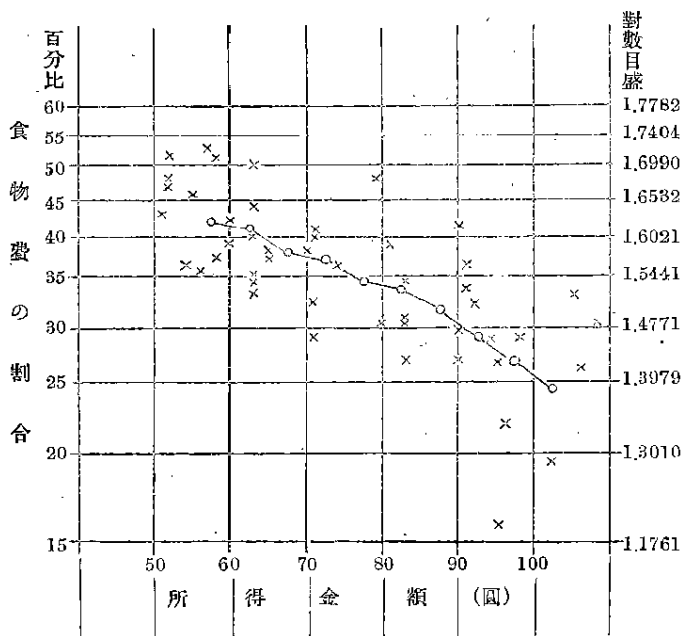
百一五	六・四・三	四・四	三六・五
百一六	六・五・一	四・六	三七・七
百一七	四・八	四・四	四〇・二
百一八	四・九	四・二	三九・二
百一九	四・一	三・八	三九・三
百二〇	六・三	三・六	三六・二
百二一	四・三	三・九	三六・二
百二二	三・六	三・二	三二・〇
百二三	四・三	三・九	三六・二
百二四	四・三	三・九	三六・二
百二五	四・三	三・九	三六・二
百二六	四・三	三・九	三六・二
百二七	四・三	三・九	三六・二
百二八	四・三	三・九	三六・二
百二九	四・三	三・九	三六・二
百三十〇	四・三	三・九	三六・二
百三〇一	四・三	三・九	三六・二
百三〇二	四・三	三・九	三六・二
百三〇三	四・三	三・九	三六・二
百三〇四	四・三	三・九	三六・二
百三〇五	四・三	三・九	三六・二
百三〇六	四・三	三・九	三六・二
百三〇七	四・三	三・九	三六・二
百三〇八	四・三	三・九	三六・二
百三〇九	四・三	三・九	三六・二
百三一〇	四・三	三・九	三六・二

一家族の一箇月平均
所得金額(圓)

當該家族の食物
費の平均割合
百分比 對數

百一五	四・八	三六・五
百一六	四・六	三七・七
百一七	四・四	四〇・二
百一八	四・二	三九・二
百一九	三・八	三九・三
百二〇	三・六	三六・二
百二一	三・九	三六・二
百二二	三・二	三二・〇
百二三	三・九	三六・二
百二四	三・九	三六・二
百二五	三・九	三六・二
百二六	三・九	三六・二
百二七	三・九	三六・二
百二八	三・九	三六・二
百二九	三・九	三六・二
百三十〇	三・九	三六・二
百三〇一	三・九	三六・二
百三〇二	三・九	三六・二
百三〇三	三・九	三六・二
百三〇四	三・九	三六・二
百三〇五	三・九	三六・二
百三〇六	三・九	三六・二
百三〇七	三・九	三六・二
百三〇八	三・九	三六・二
百三〇九	三・九	三六・二
百三一〇	三・九	三六・二

23) 拙稿：京都市小學校教員生計調査 (經濟論叢第十二卷第一號)



所得金額を x とし、其に應ずる食物費の百分比を y にて示す時には

$$\log y = 1.9213 - 0.005x$$

の公式を得る事が出来る。

更に對數圖表を用ひて、食物費の割合の分布を示し、移動平均により大勢を明にした、次の如くである。

以上三種の生計調査の範圍内に於ては、 $\log y$ が食物費の割合と所得金額との關係に下した結論は、大した間違ひもない様に思はれる。 $\log y$ 法則を裏書するには、更に精密なる研究を必要とするのであるが、一應の説明はついた譯である。

食物費が全體の經費に對して占むる

割合と、所得金額との間に、大體 Engel の云ふが如き法則が存すとせば、次の數式を得る事が出来る。

$$\log y_i = A - \alpha x_i$$

すは食物費が全體の經費に對して占むる割合、 A は一定數、 x は所得金額、 α は調査主體の如何によつて變動するのである、上記 Engel の數字により α を 0.001136 、京都市の數字により 0.0005 と算定したのである。

Engel は所得金額 x と食物費の割合 y との間に、對數的關係の存する事を示したのであつた。然し x と y とに對數的關係を認むる以上は、此公式の示すが如く、更に α を利用せねばならぬ。食物費が全體の經費に對して占むる割合 y が、所得金額 x の變化に伴ひ、如何なる等比にて變動するかを示すのが α であるから、 α は非常に重要な意義を有してゐる。蓋し食物費の弾力性の如何は α により始めて測定する事が出来るからである。

余は Engel の法則を無條件に承認せんとするものではない、然し Engel の考へ方には捨て難き長所があるから、是を利用したのである。而して其利用に當り、 $\log y_i = A - \alpha x_i$ の公式の y と x との兩者のみに問題を限局せずして更に α に迄研究を發展せしめたいのである。

四 Engel 法則の應用

生計調査より租稅理論を導く事は、Engel 自身が已に試みてゐる。「家族が貧困なればなる程、總經費中食物費に投せらるゝ部分の増加するを常とす」²⁴⁾るが故に、更に「家族が貧困なればなる程、間接稅を負擔する事多し」の法則を生じたのである。尙我國の稅務監督局にても生計費の調

24) Engel; a. a. O. S. 31.

查を利用して租税の負擔關係を調べてゐる。然し此等は單純なる絕對額の調査であつて、是を累進税に應用する事は殆んど試みられてゐない。

生計調査を根據として累進税を主張する者に補償説の論者を數へる事が出来る。曰く、Engelの示す如く間接税は結局小所得者に重率を課するが故に、事實上累退税 (Regression) の結果を齎すのである、²⁵⁾ 故に之が補償として、直接税に於ては累進税 (Progression) を採用せねばならぬ、と云ふのである。然し此説明は結局比例税論に歸するのであつて、累進税の根據たる公平犠牲説には何等觸るゝ所がないのである。

余は Engel の標準に絕對的價値を求めんとするのではない、然し千圓の所得を有する人の百圓の犠牲は、百圓の所得を有する人の十圓の犠牲よりも大なりと云ふ譬喩的説明よりも、Engel 法則を利用する方が實證的根據に富むと信するのである。Engel 法則を相對標準として以下累進税論を進めたい。

Engel 法則は、食物費の割合を所得金額の函數として觀察して得た法則である。余は此法則より、第一に、所得の大となるに従ひ其齎す限界効用は漸次減少するものなる事を説明し、更に進んで、其限界効用の減少する割合には多少の規律存し、各場合に應じ變化するものなる事を明にしたい。

第一に、所得の大となるに従ひ、其齎す限界効用は漸次減少するのである。

Engel 法則は、食物費が全體の經費に占むる割合が所得の増加するに従ひ漸次減少する事を示

25) 神戸博士：生計統計 544-546頁 (理論經濟問題)

してゐる。食物費が占むる割合が其所得の限界効用を決定するものなりや否やは勿論疑問である。然し食物費は生活必需品中の第一次的のものに屬し、而も其上下の限界の狭きものたる以上、それが全體の經費に對して占むる割合は、可なり意味深きものと考へる事が出来る。所得の限界効用を食物費のみに就て云ひ得るならば、食物費の割合の大なる場合は小なる場合よりも限界効用は大なる筈である。故に「手より口へ」の生活を送れる小所得者相互間に於ては、食物費の占むる割合は其所得の限界効用を測定する相對標準となるのである。大所得を有する人は、食物費以外に衣服慾住宅慾否其上に無數の奢侈慾を満足せんとするが常である。而して此等の多數の慾望は、食物慾よりも彈力性の豊富なる事も疑を容れない。然し此場合でも所得を大に増加すれば、其慾望の烈度は漸次減少し、従つて其所得の齎す限界効用も少くなるのである。程度の差はあるにしても限界効用遞減の事實は、彈力性の乏しき食物と全く趣を同じくしてゐる。故に食物費に投せらるゝ經費が占むる割合の遞減は、恰も之が標準を示してゐる、Engelの法則は、此事實を最も明瞭に現はしてゐるのである。

第二に所得の大となるに従ひ限界効用が減少する割合は多少規律的のものであつて、各場合に應じ變化するのである。

所得の齎す限界効用の減少が、Engelが食物費の割合に就て云ひし如く、等比級數的なりや否やは疑問として、兎に角何等かの規律ある事は、前記二三の統計的觀察より推察し得る所である。假し $\log y = A - Bx$ の公式を正しとせよ、而して此公式が其規律を示すものとせば、 y が各

場合に應じ種々の數値をとる譯である。Eggen は、弾力性少き食物費が全體の經費に對して占むる割合を論じたから、従つて α も其に應じた値をとつたが、弾力性大なる他の享樂費を合算したる場合には、 α にも多少の變動を來す筈である。かくの如く變化の程度は各場合により異なるも、或一定の規律に従ふ事は、推測に難からぬ所である。

以上二事實を假定して、此等の事實より累進税に應用し得る最少限度の立言を、次の如くに纏めたいのである。

第一、所得金額の増加に伴ひ税率を増す事は正當である。

所得の齋らす限界効用が所得の大となるに従ひ減少する以上は、公平犠牲説の大體の結論として、小所得よりも大所得に重率を課する事は當然である。即ち公平犠牲説の根本原則は Eggen 法則により充分證明せられてゐる。

第二、税率を増す場合には、其傾斜の度を願慮し、連續的に税率を變化せしむる必要がある。

從來の累進税率の立法を見るに、税率の最高、最低、平均のみを留意し、税率相互の關係に就ては餘り願慮せられなかつたのである。然し Eggen の法則により、所得の限界効用遞減に何等かの規律あるを知り得たる以上は、 α の問題即ち累進税率の傾斜の度を考慮せねばならない、勿論弾力性之しき必需品を標準として限界効用遞減を定むる時には、累進税率の傾斜は、著しく急となるであらう。國家窮乏の際に往々見受けらるゝ累進税率は此適例である。又弾力性大なる多數慾望をも考慮に入らるる場合には、所得の限界効用遞減の度合も小となり、累進の率も自ら緩和

せらるゝであらう。平時各國に於て常に見る例である。然れども、何れの場合たるかを問はず、其傾斜の程度を察し連續的に之が率を定むる事は、非常に重要である。此意味に於て、少數の階級を刻める單純累進税よりも、多數の階級ある超過額累進税を採るのである。更に進んでは、現今の如く煩瑣なる條文に基き算定せらるゝ斷續的の累進税率よりも、寧ろ數學者の畫きたる理想曲線より計算せられたる連續的の累進税率を選ぶのである、蓋し規律の點、連續性の見地よりせば、後者は遙に前者より優つてゐるからである。

累進税率の現實の立法には、形式的累減 (Depression) の方法が採用せられてゐる。税率相互間の差異を、小所得者の間に於て大にし、漸次所得金額を増す毎に少くし、終に大所得に至りては税率を固定せしむる方法である。形式的累減の名は、所得を増すに従ひ累進の程度を低めるが故に、附せられてゐる。Engel 法則によれば、食物費が全體の經費に占むる割合は、所得金額と反對に、幾何級數的に變動するが故に、小所得間に變化大にして、大所得間に至るに従ひ小となるのである。食物費の割合を以て、所得の限界効用を多少なりとも象徴し得るものとせば、小所得間に變化大にして大所得間に差異少き形式的累減は、正しく合理的のものである。

Engel 法則の齎す結果の最小限として、以上の事實を累進税に應用せんとするのが、余の意見である。結果に於ては、月並に掲げられてゐる累進税の法則を其儘踏襲したに過ぎないが、其根據を私經濟の消費統計即ち Engel 法則に求めた點が、從來の説明と趣を異にしてゐるのである。

累進税に加へらるゝ最大の批難は、それが比例税に比して恣意の分子に富むと云ふ事である。蓋

し比例税に在りては、比例税率そのものは恣意的のものであらうが、弊害は此に止まるのである。然るに累進税率に於ては、税率の最高、最低、平均に於て恣意の分子多きのみならず、各税率相互の關係が、往々恣意的に定めらるゝ虞が加はるのである。此點よりしても、累進税の決定には、比例税以上に何等か適確なる根據を必要とするのである。Engel 法則を累進税率に應用する事其自身は多少問題であるかも知れぬが、何等か私經濟に交渉多き實證的事實を捕へて税率を定むる事は、累進税に特に必要なのである。

尙累進税と云つても、所得税の累進税 (Progressive Einkommensteuer) と、租税制度全部に及べる累進税 (Progressiveness) とは明確に區別するを要するのである。前者は所得税のみに累進税を應用するのであつて、他の租税が累退であるか、比例であるかは、問題としないのである。後者は個々の租税に關しては、或は累退或は比例のものがあつても、租税體系全部としては、結局累進となるのである。理想から云へば、税制全體にわたれる累進税が必要であるが、事實は之が實行を許さない。蓋し此理想を實現する爲めには、間接税の轉嫁等技術上困難なる幾多の問題を解決せねばならぬからである。最も普通に唱へられ且つ實行せられてゐるのは、一般所得税の累進税である、一般所得税の累進税は、其自體累進の理想に一步踏み入れたと云ふ消極的理由を有すると共に、更に有力なる根據を有してゐる。蓋し一般所得税は、主觀的性質に富み、綜合課税をなし得る關係から、私經濟に接する事が直接なるが故である。従つて一般所得税に累進税の範を垂るゝ事は、やがて税制全體に累進主義を採用するの結果となるのである。故に

累進税の議論は、税制全體に及ぼすものとするも、又一般所得税に止むるも、結果は大差なしと云へる。

五 財政學に於ける累進税論の地位

財政學は、其中心を收入論に置き其體系を建て、ある。收入論に於て最も重要なるは、租税論である、租税論中社會的原则に屬する部分は、最近特に注目を惹くに至つた、これ國家財政學が、單純なる政治論を離れて、財政と私經濟との複雑なる關係に精密なる研究を進めてゐる事を示してゐる。

租税の社會的原则中、累進税に進むか比例税を守るかの問題は、實に財政と私經濟との間に存する微妙なる關係を物語つてゐる、従つて累進税の根本思想たる公平犠牲説の研究は、財政學の核心に觸るゝ問題である。

現代財政上の大事實たる累進税は、尙明確なる實質的根據を欠いてゐる。従つて是を統計的に觀察する事は、財政學上意味深き事である。本研究は、私經濟の統計的研究に名ある *Engel's* の思想を中心として、其に余の乏しき研究を加へた迄であつて、かの累進税の根本的解決の大事業に比すれば、一捨石の用をなすに止まる。而も余が有力なる根據として引用せる *Engel* 法則は、其確立以來、已に六十五年を経過し、人をして時代遅れの感を起さしめるかも知れない。然し此古き變に累進税の新しき酒を幾分なりとも盛る事が出來れば、余の望は足りるのである。(三、七三)